

平成30年1月15日（月）

於：特許庁庁舎7階南 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
平成29年度 第1回審査品質管理小委員会 議事録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時： 平成 30 年 1 月 15 日(金) 10 時 00 分から 12 時 00 分

場所： 特許庁庁舎 7 階 庁議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、井上委員、小原委員、古城委員、近藤委員、
長澤委員、本多委員、渡邊委員

3. 議事次第

開 会	1
委員紹介	1
委員長挨拶	2
小委員会成立宣言・配布資料の確認	2
特許技監挨拶	3
審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価、及び改善提案について	
(1) 資料説明	5
(2) 各委員による評価結果および改善提案	7
(3) 説明および質疑応答	2 2
平成 29 年度審査の質についてのユーザー評価調査結果の報告	
(1) 特許 説明	2 3
(2) 意匠 説明	2 6
(3) 商標 説明	2 8
(4) 質疑応答	3 0
開 会	3 3

開 会

○高岡調整課品質管理室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会 知的財産分科会 平成 29 年度第 1 回審査品質管理小委員会を開催いたします。

調整課品質管理室長の高岡でございます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

特許庁には、特許、意匠、商標のそれぞれに品質管理を行う部署がございますが、今回の委員会では当方がとりまとめをいたします。よろしくお願いいたします。

設置されてから 4 年目となる本小委員会でございますが、一昨年度の本小委員会で特許庁の品質管理の実施体制・実施状況等に対していただいた評価及び改善提言が昨年度の本委員会での検証、評価を通じて特許庁内部の品質管理の取り組みに反映されたことが確認されております。

特許庁では、昨年度の本小委員会でいただいた評価及び改善提言を踏まえて審査の質の維持、向上に取り組んでいるところでございますが、本年度も評価、改善提案をいただき、特許庁の品質管理の実施体制の充実、ひいては審査の質の継続的改善に向けて引き続き委員の皆様のお知見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本小委員会の委員について御紹介させていただきます。

本日は、東京理科大学大学院イノベーション研究科教授、浅見節子委員。

ユアサハラ法律特許事務所弁護士、飯村敏明委員。

日刊工業新聞社編集局経済部長、井上渉委員。

伊東国際特許事務所弁理士、小原寿美子委員。

桜坂法律事務所弁護士、古城春実委員。

日本知的財産協会理事長、近藤健治委員。

日本国際知的財産保護協会会長、長澤健一委員。

本多国際特許事務所弁理士、本多敬子委員。

渡邊知子国際特許事務所弁理士、渡邊知子委員。

の皆様は御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、日本品質管理学会顧問、中央大学教授の中條委員は御欠席となっております。

また、委員長につきましては、一橋大学国際企業戦略研究科教授の相澤英孝委員長にお願いしております。相澤委員長に一言御挨拶をいただき、これより先の議事の進行をお願いい

たします。

○相澤委員長 おはようございます。

お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

特許庁の審査の品質の維持、向上は現代社会を支えます産業財産経営制度におきまして重要な役割を果たしています。皆様方の御協力をいただきまして、我が国特許庁の品質管理が充実し、円滑な事業を進展に貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会では、平成 26 年度より特許庁における審査に関しまして審査の管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、審査品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかどうかなど、品質管理の実施体制、実施状況につきまして、検証、評価を通じて改善に向けた提言を行ってきました。

昨年度の本委員会でも、改善に向けました提言をしています。特許庁で本委員会を含めた品質管理の取り組みが着実になされていることをうれしく思っております。

今年度第 1 回目となります本日の小委員会では、今年度における特許庁の審査品質管理の実施体制、実施状況についての評価を行うとともに、それらの改善提言についても議論を予定しております。

会議前に各委員においては既に御意見をいただいていると思いますので、それに基づきまして議論を進めていきたいと思います。4 年目の開催になります本小委員会ですが、委員の皆様におかれましては、特許庁の品質管理体制のさらなる充実に向けまして御協力をお願いいたします。

それでは、議題について紹介させていただきます。

本日は、審査品質管理の実施体制・実施状況に対する評価、評価に基づく改善提案を御議論いただいた後、平成 29 年度審査の質についてのユーザー評価調査結果の報告をさせていただきますと存じます。

最初に、定足数と配付資料の確認をお願いします。

○高岡調整課品質管理室長 まず定足数を確認させていただきます。

議決権を有する 11 名の委員のうち、本日は過半数の 10 名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第 9 条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に資料の確認をさせていただきます。

ここで経済産業省では、平成 26 年 4 月以降に開催する審議会及び分科会について、議題

の性質上、紙の配付が適切な資料を除き、配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで審査品質管理小委員会におきましても資料のペーパーレス化を実施させていただいております。お手元の「資料配付方法につきまして」との1枚紙の記載のとおり、資料がタブレットに格納されており、参照する必要性から参考資料1、評価基準及び評価項目と、席上配付資料3、各委員による評価結果については紙で配付をさせていただいております。

本日は、座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1から5と参考資料1から3を用いて御説明をさせていただきます。

資料1は、平成29年度の審査の品質管理における取り組み状況（特許、意匠、商標）。

資料2は、評価項目①から⑪の実績、現況等（特許）

資料3、4につきましては、それぞれ意匠版、商標版となっております。

資料5につきましては、評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善提案。

参考資料1は、審査品質に関する評価項目及び評価基準。

参考資料2は、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言、これは昨年度のものとなっております。

参考資料3は、品質マニュアル、特許、意匠、商標がそれぞれ入っております。

なお、品質ポリシーにつきましては、特許、意匠、商標とも変更はございません。参考資料のマニュアル中に掲載がございます。

さらに各委員には席上配付資料1から3も配付しておりますので、併せて御確認ください。

席上配付資料1は、平成29年度特許の審査の質についてのユーザー評価調査結果。

席上配付資料2は、品質監査等の結果。

席上配付資料3は、各委員による評価結果、集約票と個別評価票をつけております。

続きまして本小委員会の公開ですが、従前どおり、一般の方々の傍聴を認めることといたしまして、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

○相澤委員長 ありがとうございました。

本委員会の開催にあたり、嶋野特許技監から一言御挨拶をお願いします。

○嶋野特許技監 おはようございます。

相澤委員長をはじめ、委員の皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

特許庁は、特許、意匠、商標、これら出願をしていただいている方をはじめ、制度のユーザーの皆様を知的財産の観点から後押しをしていくというのが役割です。委員長からもお話がございましたけれども、制度ユーザーのビジネスがいかにかうまく進むかというのが大事なことです。各審査部門では、いかに早く、安定した権利を設定するかということに鋭意取り組んでいるところです。現在、様々な場で言われていますが、第4次産業革命が進展して、その中で新たなサービスとか、新たなビジネスが生まれているという状況がございます。

デザインに関しても、デザインをてこにした産業競争の強化が求められているという状況にあります。また、商標に関しても、サービス業を中心として商標の出願が伸びているという状況でありまして、その中で私どもは審査に取り組んでいる状況です。

国際的な面で申しまして、ユーザーが国際的な知財ポートフォリオを作ることを後押しするため、世界的にシームレスに権利を取ることができる環境を作っていくことが望まれていると認識しています。

各国の特許庁も、ワークシェアリングを進めようとしています。その中では、他国の審査結果をうまく利用しながら効率的に精度の高い審査をしていくということが一つのねらいになっているわけでありまして。そうなりますと、国際的に見ても、ほかの国の審査の結果というのが大変重要であり、各国の特許庁が互いに他国の審査の品質について、監視をするという状況になってくると考えられます。

我が国の審査部では、審査官同士で協議をしたり、管理職による決裁、あるいは抜き取りによる品質のチェックとかいった日々の取組に加え、あるいはユーザーに広くアンケートを行うという取り組みを行っておりますが、審査に関する品質を上げていくという取り組みの中で、この審査品質管理小委員会がその取り組みの最高峰の場であると考えております。各委員の皆様には、大変なお手数をおかけしているところではありますが、貴重なご意見を賜りたいと思います。本日、限られた時間ではありますが、ぜひご審議をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。

審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価、及び改善提案について

○相澤委員長 最初の議題は、審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価、及び改善提案についてです。

まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○高岡調整課品質管理室長 委員の皆様には既に資料に基づいて評価をしていただいておりますので、簡単な紹介とさせていただきます。

資料1につきましては、昨年度の本委員会での改善提案に対して、特許、意匠、商標が具体的にどのような取り組みを実施して、どのような結果が得られたのかをまとめた内容となっております。

資料2から4では、資料1の内容の裏付けのようなもので、委員の皆様から評価いただく各11項目につきまして、特許、意匠、商標のそれぞれの取り組みを詳細に報告したものとなっております。

以上です。

○相澤委員長 各委員には、事務局から今、御提示いただきました資料に基づきまして、あらかじめ評価をしていただいていると思います。品質管理に関する取り組みの実施状況につきまして御不明の点がございましたら御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

この説明そのものについてはよろしゅうございますか。

何かございましたら、あとで御発言をいただくことにいたしまして、次に進みたいと思います。

それでは、次に評価項目、評価基準に基づく評価、及び評価に基づく審査品質管理の実施体制に対する改善提案について御議論いただきたいと思います。

資料につきまして事務局から御説明をお願いします。

○高岡調整課品質管理室長 席上配付資料3にて委員の皆様からいただいた評価の結果をとりまとめております。なお、評価基準などの詳細は参考資料1にございますので適宜御参照ください。

席上配付資料3では、御欠席の中條委員からの評価も記載しております。

席上配付資料3につきまして御説明いたしますと、特許につきましては、評価項目①から

③につきまして、過半数の委員の方から極めて良好との評価をいただき、評価項目④から⑪につきましては、過半数の委員から良好との評価をいただいております。

また、意匠、商標につきましては、評価項目④の審査実施体制につきまして過半数の委員からおおむね達成との評価となっておりますが、そのほかはおおむね特許と同様の傾向となっております。

次に資料5の説明にまいります。

資料5は、委員からいただいた改善提案を該当する評価項目ごとにまとめたものとなっております。

資料5におきまして、各項についての主な意見を御説明申し上げます。

まず評価項目①、文章の作成状況につきましては、各種文章の一覧表の作成について提言案をいただいております。

評価項目④、審査実施体制におきましては、審査官の確保と育成の充実についての改善提案をいただいております。

評価項目⑥、品質向上のための取り組みに関するものでは幾つか御意見、改善提案をいただいております。

まず1つ目、サーチノウハウ共有などのサーチの取り組み推進についての改善提案をいただいております。

そして2つ目は、判断の均質性を高めるための協議の充実についてもいただいております。

また3つ目といたしましては、I o TやA Iなどの新技術につきまして、今後重要とってくる技術であるため、審査において注力していくことのほかに、特にA Iの技術につきましては、十分な検証を行った上で審査効率化のための導入を図ることへの提案もいただいております。

そして評価項目⑥、もう1つ、ユーザーとのコミュニケーションの充実、特にユーザーの納得感の高い結論を得るために出張、面接審査などのユーザーとのコミュニケーションの充実についての御提案もいただいております。

次に評価項目⑦にまいります。

こちらは品質検証のための取り組みになりますけれども、こちらにつきましてはユーザーアンケートのさらなる充実についての改善提案をいただいております。

評価項目⑧、審査の質の分析・課題抽出におきましては、審査の質についての目標や手法

など、つまりPDCAを具体的かつ明確にすることについての御提案をいただいております。この点は御欠席の中條先生からも御提案いただいているところであります。

評価項目⑪、審査の質向上に関する取り組みの情報発信に関するものにつきましては、わかりやすい情報発信ということと、あとは海外からの情報や意見の収集についても御提案をいただいております。

次に意匠、商標につきましては、特許と重複する提案に関しましては省略させていただいた上で御説明いたします。

意匠につきまして評価項目⑦、品質検証のための取り組みに関するものについての記載をご覧ください。

こちらのほうでは国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取り組みの充実についての改善提案をいただいております。

そして次、商標のほうに移っていただきたいのですが、商標につきましては評価項目⑥、品質向上のための取り組みに関するものにつきまして、商標審査基準の見直しや、商標の識別性や類似性の判断の均質化について改善提案をいただいているところでございます。

資料の説明は以上になります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、具体的な評価の結果と改善提案について御意見をいただければと思います。よろしければ渡邊委員からお願いいたします。

○渡邊委員 評価のほうを見ていただければわかりいただけると思いますが、極めて良好、良好という項目がほとんどでございまして、徐々にではありますが、かなり改善に向けての取り組みをしていただいて、実際、改善の結果も見えている状況だと認識しております。

具体的に改善提案のところに書かせていただいたことについて多少補足して御説明させていただきたいのですが、前回の委員会のときに、各文章、各種書類、品質ポリシー、品質マニュアル等、全体の位置づけを示すような、相互関係を示すような一覧表の作成をしてほしいという要望をさせていただきました。それについては取り組んでいただいていると認識しております。その際、ぜひお願いしたいのが、四法を比較したときに、その比較の中でわかりやすいような表示の仕方というのをさせていただきたいと望んでおります。

その理由は、庁でも取り組んでいただいておりますけれども、意匠の方の強化、知財ミックスということで、特許だけではなく、各法域、ミックスして、総合して商品、サービス等

を守っていくという取り組みを長い間していただいておりますけれども、私が実際にいろいろな企業の方と接する中では、まだまだ意匠の活用がほかの特許、商標と比べるとなされていないという認識もございます。例えば具体的に申し上げますと、しっかり知財部があるような、例えば10人ぐらい知財部員がいらっしゃるような企業においてでも、実際の意匠の出願について実は余りよくわかっていないとか、出願の仕方が基本的なことも知らなかったというような、最近そういうことを実際見まして、それはやはりどのように情報を入手しなければいけないのかというところが多少わかりにくいというところがあるのではないかと認識しております。これは四法同じ要望ですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

ユーザー評価、アンケートの中で、例えば海外ユーザーであるとか、小規模ユーザーであるとかについての調査もしていただけているかと思います。その中でこれら独自の問題についてもしあるのであれば、その辺を分析していただいて、細かく対応していただくというような取り組みを、こちら四法、三法ですか、一緒にやっていただければと思っております。

特に申し上げたいのがホームページでの情報提供の観点ですけれども、先ほど申し上げた点にも通じるのですけれども、先ほど技監のほうから制度ユーザーの利用促進のために審査の質の向上に取り組んでいるというお話をお伺いしたのですが、実際に知財を現在使っているビジネスに関わっている方々プラスやはり全体の底上げというのが大変重要なのではないかと考えております。というのは、知財というのは少し前までは専門家のためのものだという認識がかなり強い、専門的なものという認識が強かったと思うのですが、最近、商標のいろいろなトラブルがテレビで取り上げられたりすることもありまして、一般の方々の関心はかなり強くなっているということ、あと私は実際大学でいろいろな学生に知財を教えているのですけれども、その中でいろいろな国々の学生と接するのですが、比較しますと、ヨーロッパの学生の知財に対する関心が、特にアジアの学生との比較の中で、高いというのは感じます。

その中で実際あったことですが、イギリスの学生が調査をするときに、イギリスのホームページのわかりやすさというのを大変自慢しておりまして、彼がプレゼンテーションを行うときには非常に明快なプレゼンテーションをしてくれます。片やアメリカの調査をした学生は、非常にわかりにくかったという話をしておりまして、実際、私もそれは経験したことがありまして、アメリカの制度、法律を調査する中で、アメリカの法律の書き方が、

例えば、ぶらぶらぶらぶら but、ぶらぶらぶらぶら but というふうにつけ加えるような形で長い文章で書かれていて、それを読んでいると結局よくわからない思うことがございました。学生でさえわかりやすい、それをすぐにキャッチしてプレゼンテーションできるというのは、ビジネスマンにとっても非常に有効なことではないかと思っております。情報提供量としてはJPOは十分であると思っておりますが、わかりやすさの観点では、他国と比較するとまだまだかなと思いますので、ぜひその辺の改善をしていただければと思っています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○本多委員 弁理士の本多でございます。

今回の評価実施状況を受けまして、昨年度のお話からまた一步進んだ品質管理をされている取り組みを拝見いたしまして、限られた人数で努力されているということを拝見いたしました。

ただ、努力されているところがなかなか実行されていないところがあるのかという感想ももちました。例えば特許におかれまして、昨年度も日米協働調査試行プログラムをされておりますが、第1回目は利用される量が少なかったと伺っております。今回、第2回目をされるにあたりましては、そのプログラムを利用されるよさをもう少し海外にも、日本にもアピールされるとよろしいかと思います。ユーザーの方に使うことのよさがわかっていたくないので、実効ある数が集まらないのかとも思いますので、アピールをもう少しされるとよろしいかと思います。

また、それを検証することによって審査のグローバル化の一助となるものと思っておりますので、その検証結果についても期待しております。

また、第4次産業革命関連技術に対応できる審査及び審査官の育成ということに関しましても、研修などをされまして取り組みされていることが理解できました。海外におきましても、海外の弁理士の方、弁理士会の方々がセミナーなどをされるときにも、第4次産業革命関連技術に関するセミナーがトピックにあがるのが昨年急にふえてきたと感じております。海外においても大変興味の深いところでございますので、特許のみならず、意匠の関連におきましても、一層審査官の方々の研修等の機会を増やされて、審査に対応していただければと思っています。

また、海外ユーザーとのユーザー会合の実施ということでございますが、私ども弁理士会

で海外にまいりますと、EPO・USPTOのユーザー会合におきまして、品質管理について必ずトピックにあげられ、何かありませんかということをお伺いいただけます。本当にお出しする意見、いろいろ細かいことまでございます。こんなことまで申し上げていいのかというようなことから、大きな理念に基づくようなものまでいろいろ混ざってはございますけれども、そういったものを聞いていただける機会をいただけるということを感じるだけでも、ユーザーとしては一定安心感がございます。そういった機会を設けていらっしゃるかと思いますけれども、積極的にこのような機会をふやしていただけるとうれしいかと思っております。

ユーザー調査につきまして、アンケート、小規模出願人について昨年もう少しふやしていただきたいというようなお話がどこか意見が出ていたかと思えます。ふやしていただいているように数字を拝見いたしました但引き続き積極的にやっていただけるとようお願い申し上げます。もちろん出願数が少ないので、どの程度のアンケートの結果がきちんとしたものが得られるかというのは疑問があるかとは思いますが、やはりできるだけ広く聞いていただけるということが多くの意見をまとめることになるのではないかと考えております。

また、意匠において、英語の御意見箱というのを設置されるということでございましたが、そちらを設置されたのかどうかということと、面接対応その他目標値などが達成されたのかどうかというのを後ほど確認させていただければと思っております。

また商標につきましては、新しい商標の審査が一通り済みでありまして、登録例もいただいております。こちらにつきまして審査の状況を経て、審査をしていて実際の状況と合わないような状況がありましたら、実際の新しい商標が社会の情勢において扱われている状況と、審査の実際ができるだけ沿うような形で審査基準、変えたばかりということではございますけれども、適宜変更していくようなこともお考えいただければと思っております。

とりあえず以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○長澤委員 この委員会にはかなりの回数参加させていただいております。そのたびに特許庁のほうで、特許に関しても、意匠に関しても、商標に関しても、新しい施策を打たれてるので、前回より悪い評価というのはつけにくい状況になっています。その結果として、私の評価は「極めて良好」がふえてきたのですが、評価を下げるというのが非常にやり難いシステムだなと思っております。

特に体制や取り組みについては、前回より悪くなったところという部分は一切なく、どちらかというと新しい取り組みを加えていただいているということで評価しています。

一方で、最終的な審査結果について、産業会のメンバーがどう思っているかについては、まだよくわかりません。特許庁の方で審査結果に対する評価アンケートを何回かお取りになった記憶はあるのですが、そこでどのような変化があったかというのをちょっと見てみたい感じがいたします。

個別の細かい話をさせていただくと、特許につきましては品質管理の担当の方が増員されているということは非常によろしいかと思います。ただ、極めて良好にはなっているのですけれども、「チェックが必要と判断したら必ずチェックします」という部分について、その判断基準がちょっとわかりませんでした。

それから、これは結果の話ですが、自社件、他社件を問わず、他庁で拒絶されている件が日本ではかなり許可されている印象があります。我々は特許を何件か提示して交渉を行うのですが、それが全部無効だと相手方が言うケースもあり、そのような会社もふえてきています。我々は、特許についても、商標についても、意匠についても、どの程度のものが権利になるか、権利として使えるかという予見性を重要視していますので、その辺りの最近の状況について一度また産業界のほかのメンバーの意見、もしくはユーザーの意見を聞いていただけたらと思います。

ただ、弊社だけに関しても、これまで必要に応じて審査部長さんにおこしいただき情報交換や意見交換させていただいており、その点については非常に満足しております。しかしながら、会員の中でも中小企業に特許庁の方が訪問する機会もふえてはきていると思うのですが、今後は中小企業等からどういうふうに意見を聞いていくかということについてより考えていく必要があるのではと思っております。

あと細かいところだと、アリス判決以降のビジネスモデルについて、ガイドラインも出て非常にありがたく参考にさせていただいていますが、それでも特許性における発明適格性のボーダーラインは結構わかりにくい面がまだまだ残っておりますので、もう少し実例をふやしていただけると助かります。

それから、AI関係については、記載充足要件について、ガイドラインでもう少し実例がふえていくとありがたいと思います。特許についてはそれぐらいです。

意匠について、インタビューした結果、意匠担当者の評価については、いわゆる実態審査に対する安定性とか、基準の安定性に関して、比較的高い評価を得ていると思います。ただ、

ちょっとだけ気になっているのは、意匠の審査期間が若干遅れはじめていると聞いていることです。弊社の場合、J 3というカメラの分類では、2015 年が平均で 7.5 カ月、2017 年が平均で 9.0 カ月になっています。H 7という電子情報入出力機器では、2015 年が平均で 6 カ月、2017 年が平均で 7 カ月というふうに、1 カ月、2 カ月ぐらいですけれども、若干遅れが出てきています。これから意匠の出願はふえていくと思いますので、特許庁として意匠審査官を少し増やすということを考えられてはいいかなと思います。

ワーストケースだけをあげますと、J 3で 13 カ月、H 7では 14 カ月というのがありました。これらは一例ですので、実際は案件として非常に複雑だったり、類似意匠がたくさんあったりと、審査が長期化した理由は色々あるかとは思いますが。

商標については、いろんな取り組みをやっていただいて、ここに書いている体制や組織以外にも満足している面があります。

ただ、これは一度佐藤課長にも直接お話したことがあるのですが、一般用語のような商標が少し通り過ぎていていると感じています。我々の商標担当者も同じような意見を持っている人間が多いということは、少し認識いただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○近藤委員 私もこれで 2 年目になるわけですが、長澤委員がおっしゃっておられるように、毎年毎年いろいろな施策が打たれて、管理体制については十分しっかりしてきているかなと思っています。

ここから更に良くしていくにはと、全体の仕組みに加えて、現場の審査官の方一人ひとりが自分の審査の質を高めるためにどう P D C Aを回していくのかと言う思いや提案を、組織としてサポートしてあげる仕組みなどがあればいいかなと思います。

あと事前にコメントで申し上げているとおりですが、意匠のところで、審査官 1 人当たりの処理件数も多くて、ある部分は効率化がされていることが見えます。しかしやはり少し心配なところがあって、今後意匠の重要性がますます大きくなる事を鑑みますと、意匠という特殊な部分もあるので難しいところもあるのですが、審査官の増員を、例えば企業で関連するデザインの仕事をしていた方、あるいはその O B だったりとか、意匠に携わっている弁理士の方などを任期つきで雇うとか、いろいろな手を打っていただいて増員に努めていただきたいというのが要望でございます。

それから、先ほど本多委員からもありましたけれども、ご説明にあったように日本のユー

ザーからの声を聞く体制というのはしっかりしていると思うのですが、海外のユーザーが本当にどう思っているのか、海外から日本の出願の仕組みを見たときにどう思っているかという声を直接聞く場を設けていただけるとありがたいと思います。例えば、E P Oはいろんなところに、それこそ知財協にも、品質に関する意見の会議をするので委員を出してほしいと依頼をしてくれています。それと全く同じことをしてくださいと申し上げているのではなくて、そういう意見を取り入れるルートをつくっていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○古城委員 私からのコメントは、多分皆様とはちょっと視点が違うコメントになるかと思います。というのは、ここにおられる委員の方々、多くは企業サイド、それから弁理士の仕事をやっていらっしゃる方ということで、主に出願人のサイドの声は日々聞いていらっしゃるのではないかと思います。私は弁護士という職業上、紛争の現場に立ち会うことが多いのです。そうしますと、権利者の立場でももちろん立ち会うこともございますけれども、権利を主張された側というのも非常によく接する。そういう方々からときどき聞く声というのは、最近ちょっと日本の審査は、よその国では、他庁では拒絶になったものが審査を通っている例が結構あるのではないかなというようなことであるとか、それから、なぜこの技術に対して特許が査定されたのかよく理解できない。そういう声を聞くことがあります。多分それはたまたま訴えられた側なので、そういう感覚を強く持つのだろーと思いますけれども、そういう観点から申し上げますと、確かに審査の質について、これまでいろいろな取り組みをされていて、その取り組みの成果というのは私はすばらしいものだと思います。何か改善提案がされると、それがその次の年には何かの形で対応がされているという意味では、PDCAというサイクルはよく回っているのではないかと考えております。

ただ、そこで申し上げたいのは、特にこの間、非常に強調されておりますユーザーサイドの声を聞くという御意見の中で、そのユーザーとして誰を想定していらっしゃるのかというところに若干疑問を感じることもあるわけです。もちろんいろいろな形でアンケートとか取っていらっしゃる。その中で声というのは反映されてくるのだと思うのですが、やはりそこで大きな比重を占めるのは出願人のサイド、それから、権利者のサイドだと思うのです。その中で出願人ではない、つまり第三者の立場というのは、このPDCAサイクルの中でどういうふうに反映される仕組みになっているのだろーかというところがちょっと疑問でござ

ざいます。そういう観点からする取り組みというのは、これから評価の視点としてやはり何らかの形で取り上げていただきたいなと思っております。

それとの関係で、品質ポリシーに求められる取り組みの方向性ということで、資料7の中に品質マニュアルというものがございまして、取り組みの方向性として幾つかの点があげられております。参考3の2ページを見ていたのですが、品質ポリシーに基づく取り組みの方向性ということで、強く、広く、役に立つ特許権を設定します。その項目のもとには、もちろん発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備えというところで、本来特許すべきではない技術に特許が与えられることのないようにという観点がここには入っております。

しかし、その下の具体的な項目を見ますと、強い特許権について、広い特許権について、役に立つ特許権についてという項目建てになっておりまして、その強い特許権についてというところで、権利の安定性を確保するためには瑕疵のない特許審査が行われる必要がある。恐らくここだけなんです。全体的な第三者との立場に配慮した言及というのは恐らくここだけ。しかもそこでいわれていることは、出願人にとって後に無効にされることのない安定的な権利、こういう視点で物事が語られておりますので、やはり品質管理ポリシー全体について、権利者ではない、その行使を受ける第三者の側の立場というのが品質という観点にどう反映されるのかという視点は比較的希薄なのではないかと思っております。

もちろん皆様よく認識していらっしゃると思いますけれども、余り大したことのない技術に特許が付与されますと、日本の企業ははじめですから、事前にそれを察知して何らかの形で回避しようとして回避技術というのを一生懸命開発して、そこに開発投資を行って、さらにそれを特許出願する、こういうサイクルが回るわけです。これは今、日本の産業にとってはそんなことをやっている暇はないのではないかと私は認識しておりますので、そこら辺のところは、品質管理というのをこれから考えていく上で、具体的などという品質管理項目についてどうこうということを申し上げているのではなくて、基本的な視点の問題として、そういう視点というのをどこかにこの品質管理ポリシーの中に入れることができないのだろうかということを問題提起したいと思います。

ほかの細々としたことについては皆さん、委員の方々からいろいろな有用な意見が出ておりますので、私から特に申し上げることはございません。私からはその1点でございます。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○小原委員 私も今年で委員をさせていただきました4年目になります。特許業務を行っている弁理士として品質管理室を中心とした特許庁様の審査品質管理体制の構築及び品質管理の取り組みを大変評価しており、これに対して大変感謝申し上げる次第です。

この取り組みによって実務上、審査のばらつきが少なくなっているということは本当だと思っています。細かいことかもしれませんが、例えば36条の記載不備については、従前においても電話でどういうふうに補正すべきかなどのお話を審査官とすることができましたけれども、新規性や進歩性に関しては拒絶対応前の審査官との話し合いというものは、事実上あまりしていただけませんでした。今はそういうことは全くございません。また例えば、従前は拒絶理由通知書において挙げられた引用文献についての引用箇所が全体にわたるような非常にわかりにくいことがありましたけれども、そういうことも今はほぼございません。私どもは実務上においてこのように丁寧な審査をしていただき、特許庁の審査及びサービスの質が向上していることに対して非常に感謝しております。

最近では「INPIT-KANSAI」の出張所ができて、関西においてもより簡単に対面面接の機会が得られるようにしていただきました。このような特許庁が推進される対面面接、電話面接、出張面接、テレビ面接などの利用状況や有効利用に関する情報を、今後も積極的にユーザーに発信し、特に地方の中小企業がより容易に有用な特許権が取得できるように支援する取り組みの継続をお願いします。

それから、日本の特許庁は、第4次産業革命に関してAI、IoT、3Dプリンターデータに関する発明をいかに特許権等で保護すべきかという検討を諸外国に先がけてされています。今後も、どのように審査基準を改訂し、新しいタイプの発明が特許権により適正に保護されるように指標を明確にしていきたいと思います。

IoT関連発明に関しては、審査部間で跨って審査することがあると思います。審査が複数の分野にわたる場合には審査官の協議の充実を図っていただき、成立すべきでない権利が成立することがないようにお願いいたします。

それから、現在は登録調査機関との連携によってサーチ業務が行われていると思いますけれども、従前はサーチはすべて審査官によって行われていましたので、そのようなサーチのノウハウを持っている審査官が退官される前にサーチのノウハウを効率的に継承させるような取り組みの継続をお願いしたいと思います。

そして意匠については、審査国の官庁間にて情報を共有してより信頼性の高い審査を行

って、そのより信頼性の高い審査というものを海外にアピールしていただきたいなと思います。

そして商標と意匠においては、審査官の確保をお願いしたいと思います。

また、商標については、商品の流通等の点において商標の識別性についての判断が非常に重要だと思いますので、特に識別性の判断の均質化、それから、類似性の判断の均質化の確認をお願いしたいと思います。

それから、先ほど近藤委員などからお話がありましたEPOにおける審査品質体制についての意見募集が弁理士会にも来ており、EPOでは国内外のユーザに幅広く意見を募っているようです。例えば維持年金等のEPOの制度も含めて、ユーザーの不満や声を意外とフランクに国内外の関係者から聞くようです。EPOの動きに関し、今後の日本特許庁の審査品質管理に関して有益な情報がないか調査していただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○井上委員 昨年の各委員さんの評価に比べてまた改善がなされているということで、これは高く評価していいと思っております。

1点だけ要望、先ほど来、第4次産業革命という話がいろいろございますけれども、IoT、AI、ロボットが代表するように、これは新聞でもほとんどブームになっておりまして、この3つのキーワードが登場しない日がないぐらいなんですけれども、各それぞれの技術開発で共通するのはやはりスピード感というのが相当早まっているなということは感じております。それで企業の方々とお話して最近よく聞くのが、要するに制度が技術に追いついていない、これは知財だけに関する話ではありませんけれども、こういった点が一番日本企業にとってはマイナスになると思っております。これは限られた人員の中で大変かと思っておりますけれども、要するに品質管理プラススピード感という視点を重視してさらに取り組んでいただきたい、1点でございます。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○飯村委員 私の意見を述べるにあたって、実務に直接携わっている方などから意見を聴取した上でまとめたものではないので、限られた情報の下での意見という前提でお話したいと思います。

特許庁での運用が、一昨年、去年と今年とでどのように変わったかに関して、直接関与す

る機会が少ないので、そのような前提で感想を申し上げます。

したがって、侵害訴訟も含めた裁判例を通しての感想になります。私が直接関与する事例は、侵害訴訟において、無効の抗弁、訂正の再抗弁等の応酬があり、そのような中で、特許庁での判断等の過程や是非が指摘される事例が多数あります。裁判の過程で、当事者の一方から、審決の判断が、新しい技術分野の判断基準を示した事例であると主張されることがあります。侵害訴訟等においては、先端的な技術に関連する特許権の効力等を前提問題として審理判断する事件は少なくないのですが、その判示の多くは個別具体性が強く、一般化するのが適切ではなく、個別事情の正確な分析が必要であるとの感想をもっています。

当事者が個別具体的な判断にすぎない部分を、一般的な判示であるかのように引用して、特許の有効性に関して主張するものの、判決は、あくまでも事例限りの判断をしているにすぎないものが多く、その判断結果から、直ちに品質について結論を述べるにはふさわしくないの思っております。。私の意見とさせていただきたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○浅見委員 私も委員として4年目になりますが、年々品質管理の体制は充実してきていると感じております。したがって、審査実施体制以外は良好以上と評価させていただきました。

改善提案について、特許、意匠、商標のポイントを説明いたします。

まず特許ですが、先ほども無効になることが多いという御意見がございましたが、先行技術調査を充実させていただきたいと思います。先行技術調査としては、外国特許文献や非特許文献も重要ですが、無効審判の証拠は多くの場合、同じ技術分野の国内特許文献が提示されているという報告が昨年1月の知財管理の論文にございました。技術分野に応じて適切な先行技術調査をしていただく必要があると思います。

もう1点、特許について申しますと、アンケートで、判断の均質性の満足度が低いという結果が毎年出されていますが、判断の均質性とは何に関するものなのか、進歩性の判断なのか、記載要件の判断なのかといったことをより明確にしていけないと取り組むことが難しいのではないかという気がいたします。これも技術分野によって何を改善してほしいかは異なると思いますので、業界、あるいは個別企業などに意見を聴取するといったことも検討していただければと思います。

意匠に関しては、何度か提案いたしました、ハーグ協定の出願に重点を置くことについて取り組んでいただいていますので、評価したいと思います。

それから意匠のアンケート結果を見ますと、意匠審査官の専門知識の習得と意匠の認定についての満足度が昨年度より下がっています。またユーザーとのコミュニケーションについても満足度が下がっているとありました。そこで、その2点について改善提案を記載しました。専門知識の習得や意匠の認定については、具体的に何をしていくのか難しいところもありますので、課題を明確にして取り組んでいただく必要があると思います。

コミュニケーションについては、面接や電話の応対などについての要望かと思いますが、こちらは早急に取り組んでいただきたいと思います。

商標は、新しいタイプの商標の審査が注目を集めているところですので、ぜひ審査体制を充実していただきたいと思います。

それから、商標の事件はマスコミに取り上げられやすいので、これについて情報を共有すべきであるということも、以前から提案しておりますが、今回の結果を拝見しますと、取り組んでいただいているということで、ありがとうございます。

もう1点、商標に関しては、特に判決や審決のフィードバックによる審査の適切性の確保ということを改善提案として書かせていただきました。商標では審判決が多く出されており、注目されるものも多いと認識しておりますので、情報を共有して審査に反映していただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

それでは、今の各委員の意見を踏まえまして、事務局から、説明をお願いします。

○高岡調整課品質管理室長 委員の皆様、貴重な御意見どうもありがとうございました。

いただいた御提案をもとに、今後品質向上の取り組みを推進してまいります。いただいた中でも主な御意見についてお答えさせていただきます。

まず実務のほうなんですけれども、サーチノウハウの共有などのサーチのスキルの底上げや、判断の均質性を高めるためには協議を充実させていくことが私たちは大事だということを考えております。ですけれども、ただ、協議の件数をやみくもに増やすという方向ではなく、課題を明確にしながら、協議におけるメリハリをつけることを検討するなど協議自体の質を上げていくことを検討していきたいと考えております。

特に皆様から御意見をいただきましたように、IoT関連発明などの新しい技術につきましては、1つの発明が複数の技術分野にまたがる、関連することが多いため、御指摘の点も踏まえながら、協議の取り組みを充実させていきたいと考えております。

2点目といたしまして、皆様複数名の委員から御意見をいただきました特許の判断、特に特許が甘くなっているのではないかという御意見を幾つかいただきました。これにつきましては、私たちは品質監査やユーザーアンケート、そして異議の申し立ての数字とかをいろいろ見ているのですけれども、今のところ明らかに特許の内容が甘くなっているという、そのような数字は出ていないところでございます。そうではありますけれども、そのような傾向が出ましたら、私たちのほうで庁全体で機動的に対処できるように、引き続きウォッチングしてまいりたいと考えております。

また、この審査は甘いのではないかという個別のケースがございましたら、ぜひ品質管理室、あるいは担当部署に御一報いただければ、私たちのほうで原因の究明などを考えていきたいと考えております。

あと古城先生からも特許庁はユーザーとして出願人ばかり見ているのではないかという御意見をいただいておりますけれども、こちらは品質マニュアルのほうにも書かせていただき、またユーザーアンケートの「はじめに」の序文のところにも書かせていただいておりますように、特許庁はユーザーといたしまして、出願人だけではなく、第三者というものをきっちり考えているところでございます。また、第三者に信頼される審査というのを私たちこれから引き続き考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ユーザーというところにつきましては、ユーザー、これは出願人も第三者も、納得感の高い結論を得るためにコミュニケーションの充実を図っていくということは、特許庁としても引き続き推進していきたいところでして、特に出張面接審査におきましては、利用状況の周知も含めて、その結果などをアピールさせていただければと思っております。

また、海外ユーザーのニーズの把握につきましても幾つか御意見をいただきました。特許庁では、長官、技監や、各部の部長が海外企業を訪問して意見交換を行っているところでございます。引き続きこのような機会を通じてニーズの把握に努めていきますとともに、ユーザーと特許庁が意見交換を行う場を増やすことにつきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

あとまた、渡邊委員からいただきましたような、特許庁からのわかりやすい情報発信、特にホームページの情報発信につきましては、特許庁全体の方針とも関連いたしますので、そちらは戸高総務課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○戸高総務課長 渡邊委員からありました情報発信の件でございますが、おっしゃるとおりでございます。特許ユーザーに限らず、特許制度、知財制度に関心を有する関係者の

方々に的確な情報提供と情報発信をやっていくのは大変大事だと思っております、中小ベンチャー企業、大学も含めて不断の見直しが必要だと思っております。

手はじめに特許庁のホームページがございすけれども、これは今年の1月4日からリニューアルをいたしております。その観点は、やはりユーザーにとって使いやすい観点ということと、それから見やすいという観点がございまして、最初のところの特許ファーストビューといっていますけれども、そこに利用頻度の高いコンテンツを出すといったこと、それから、よく検索されるワードというのがございす。早期審査ですとか、料金ですとか、そういったところを検索窓のところにすぐにアクセスできるような形でホームページの見直しをまずトップページで行っております、その下のほうのレイヤのほうはこれからでございすけれども、ユーザー、これは出願人の方に限らず、関係の皆様の方々の御意見もしっかり伺って、ホームページの見直し、また、広報のさらなる高度化といったものをしていきたいと思っておりますので、またいろいろ御意見をいただければ幸いに存じます。

○相澤委員長　ありがとうございます。

○木本意匠課長　それでは、意匠について御説明させていただきます。

評価、それから、御提案ありがとうございます。

まず、意匠審査官数の確保についてでございます。政府全体では定員削減の方針のもと、増員が厳しい状況ではございますが、十分な審査実施体制を維持するよう引き続き必要な人員の確保に努めてまいりたいと存じます。併せて先行意匠調査や審査のさらなる効率化を図り、意匠権の安定性を維持しつつ審査業務に対応していきたいと思っております。

また、審査期間につきましては、分野間ごとの差が出ないように引き続き対応していきたいと存じます。

次に英語による意見聴取等でございますが、特許と同じようにただいま準備中と聞いております。改めてしっかりと対応できるように準備をさせていただきたいと思っております。

また、面接審査につきましては、70件という目標を持っておりますが、現在、その達成に向けて確実な努力をさせていただいているところでございます。

アンケート調査等によって指摘されております専門性やコミュニケーションの問題につきましては、評価が昨年度より変化した対応者などにヒアリングする、あるいは個別の項目に分けて分析をするなどし、引き続き対応していきたいと存じます。

最後に、情報発信でございますが、特に意匠につきましては、ID5というマルチの場、

あるいは専門家会合というバイの場合もございます。それらにおいて、情報発信だけではなく情報共有を行いたいと存じます。そして、得られた内容につきましては、我が国の意匠審査の品質監査の基準として、あるいは指標として取り組んでいきたいと存じます。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

○佐藤商標課長　商標に関して、事前のものも含めまして、いろいろ御提案いただいておりますので、簡単にですけれどもお答え申し上げます。

まず審査体制、審査官数の確保ということで複数の委員の方から御提案をいただいております。御案内のとおり、近年、商標出願は増大していまして、それに対応すべく商標部門におきましても、必要な審査体制を整備していくということは非常に重要なものと認識しております。そういった観点から、本年度につきましては8名の新任の審査官を採用いたしましたし、退職者の中から7名を再任用するなど、人材育成、確保に努めてまいりました。来年度も引き続き必要な人材の確保に努めてまいる所存です。

特に商標部門におきましては、女性の割合が多いということで、例えば、30代で見ますと、女性の割合が5割と多く、また、30代ですと育児中の方が多いわけなんですけれども、こういった方が働きやすい環境を整えるということで、テレワークですとか、あるいはフレックスタイムといったものを十分に活用して審査体制を整備しているところです。

それから、新しいタイプの商標の審査の体制拡充、それから、運用の徹底についても御意見をいただいたところです。新しいタイプの商標については、平成27年の4月から施行後3年を迎えるところですが、今、約1600件の出願がございます。これに対して私も随時審査をしております。現在、F A通知済みのものが1300件ほどになってございます。また、設定登録についても350件ほどということで、着実に審査実績を積み上げているところです。こういった新しいタイプの商標の審査のノウハウについては、審査官の均質性を担保するということで審査マニュアルを整備しております。こういったことで審査の運用を図ってまいります。

特に今年度は審査マニュアルの一部を審査便覧のほうに反映いたしまして、ユーザーの皆さんにも公表を図ってまいります。

また、浅見委員から御指摘ございました審決、判決のフィードバックですが、今年度も審決、判決の要約を作成いたしまして、審査と審判とで判断が覆った案件について理由を含めて審査官に共有しております。今後もこういった審査官への情報提供を組織内で

やっていきたいと考えてございます。

それから、小原委員、長澤委員から御指摘がございました商標の識別性の判断、類似性の判断の均質性の確認ですが、こちらは私どもも今年度積極的にユーザーの方と意見交換、団体、それから、個別の企業の方と意見交換をしておりますけれども、やはりこの識別性すとか類似性の判断についての関心が非常に高うございます。こういったものについては、管理職による決裁ですとか、審査官同士の協議、それから、管理職を含めた衆目会議、こういったものを確実に実施しまして、公平かつ一貫性のある厳正な審査結果を提供できるようにしてまいりたいと思います。

私からは以上になります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、さらに御質問がございましょうか、よろしいですか。

○渡邊委員 質問ではないのですが、私から要望させていただきましたホームページの改善ということで、既に1月4日から新しいトップページになっているというのを拝見させていただいて、以前よりもすっきりした形になっていると感じております。ありがとうございます。

1点わかりやすい例として、例えばサーチですけれども、特許庁のホームページを開いてサーチをしようというユーザーの方は非常に多いと思うのですが、表示が「J-P l a t P a t」になっているのですね。「J-P l a t P a t」を見て、慣れていらっしゃる方はそれですぐにおわかりだと思うのですが、例えば初めてアクセスする方が「J-P l a t P a t」を見て、すぐにサーチというふうにわかるかなという疑問を感じておりまして、他方、他国のホームページを見ますと、やはりサーチというのが前面的に出てきておりまして、そのような目でもう1回見直していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○戸高総務課長 「J-P l a t P a t」はトップページにあるのでございますけれども、御承知のとおり、「J-P l a t P a t」と書いてございますので、そのあたりも含めて今後の検討課題として検討したいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○小山総務部長 渡邊委員のほうにもヒアリングに伺わせますので、ぜひ御意見をよろしくお願いします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

平成 29 年度審査の質についてのユーザー評価調査結果の報告

○相澤委員長 それでは、平成 29 年度ユーザー評価調査の分析結果の報告をしていただきたいと思います。

席上配付資料 1 について特許、意匠、商標の担当者から順に説明をお願いしたいと思います。

○高岡調整課品質管理室長 席上配付資料 1 の特許のユーザー評価調査結果について御説明いたします。

皆様、席上配付資料は大丈夫でしょうか。タブレットの中の席上配付資料 1 をご覧ください。

まず 1 ページ目に書いてございますように、国内出願全般についての集計結果といたしましては、特許審査の質全般については「満足」または「比較的満足」、これは 5 段階評価なんですけれども、4 以上の評価となります。こちらは以降満足層とさせていただきますけれども、満足層の割合は 58.3%ということで、昨年度が 57.0%だったので、1.3%の増加となりました。

そして各質問項目につきまして、60%以上の満足層が得られた項目については以下の 3 項目となっております。

1 つ目は「拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載のわかりやすさ」が 67.3%、そして次「国内特許文献の調査」が 65.7%、あと「審査官とのコミュニケーション」の項目は 62.0%となりました。

その下でございますように、「判断の均質性について」の項目では「満足」または「比較的満足」と回答した割合が 30.4%ということで、あとは「不満」または「比較的不満」と回答した割合が 22.6%というところとなっております。

次に P C T 出願全般についての集計結果となりますけれども、こちらは国際調査等の質全般については満足層が 54.2%ということで、昨年度より約 6 %の上昇がありました。

特に「外国特許文献の調査」の項目といたしましては、満足層が 26.1%ということで、昨年度よりは 10%以上のアップとなっております。

他方、「非特許文献等の調査」の項目につきましては、評価が依然として余り高くはなく、満足層は 18.5%という結果となっております。

次のページからいろいろ個別の項目などございますけれども、まず 3 ページ目をご覧ください

ただきたいのですけれども、3 ページ目は図 1 にございますように、質全般についての集計結果の推移が 2012 年から書いてございます。今現在 58.3%と先ほど申し上げたような結果が図のほうからも見えるかと思います。

次に 4 ページ目をお願いいたします。

4 ページ目の図 2 は拒絶理由通知等の記載のわかりやすさということで、こちらは年々満足層がふえておりまして、今現在約 3 分の 2 の 67.3%の満足というお答えをいただいているところです。

そして図 4 をお願いしたいのですけれども、こちらは面接、電話等における審査官とのコミュニケーションというところで、現在約 62%ということで、こちらは実施庁目標とも関係するところでもございますので、引き続き頑張っていきたいと考えているところでございます。

次、5 ページ目の図 5 をお願いいたします。

こちらは判断の均質性というところですが、こちらはご覧になりますように、満足層というのが約 3 割というところ、そして不満、比較的不満という不満足層が約 2 割というところで、こちらは引き続き改善を求められている項目だと考えております。

次、6 ページ目をお願いいたします。

6 ページ目の図 8 から 10 につきましてはサーチの結果となります。はじめは国内サーチ、そして真ん中が外国サーチ、そして最後が非特許文献のサーチとなりまして、いずれも昨年度よりは約 6 %から 7 %の上昇があったところでございます。

次に 7 ページ目をご覧ください。

こちらは P C T の質全般につきます集計結果の内容になりますけれども、今現在 54.2%の満足層をいただいております。

次の 8 ページ目をお願いいたします。

こちらまた 3 種類のサーチを並べたグラフとなっております、特に図 12 のところで P C T におきます国内文献のサーチにつきましては、今現在 65.5%が満足層となっております。

真ん中、図 13 の P C T : 外国特許文献の調査におきましては、昨年度が 15.9%、そして今年度が 26.1%ということで、全体としてはまだ 4 分の 1 程度ではありますが、昨年度よりは 10%以上上がっているところでございます。

最後、非特許文献の調査に関しましては、今現在 18.5%ということで、依然低いところ

ですので、改善を試みたいと考えております。

次、9 ページ目をお願いいたします。

9 ページ目の図 16 におきましては、こちらは国際段階と国内段階との間での判断の一貫性というところで、私たちの間では内外乖離と呼んでいる項目になります。こちらは今現在、満足層が 42.3% ということで、昨年度が 35.3% でありましたから、7% の改善が見られたと考えております。

次、10 ページ目をお願いいたします。

10 ページ以降は他国庁、外国庁との比較について分析も踏まえた結果を載せているところでございます。

まず表 4 をご覧いただきたいのですが、こちらは J P O が他国の特許庁よりも優れているとユーザーの皆さんからいただいた答えにつきましては、拒絶理由通知等の記載のわかりやすさについて昨年度より多い回答数が得られております。

その下、こちらは逆に、J P O よりも他国の特許庁のほうが優れていると感じる点というところにございまして、特に表 6 をご覧いただきたいのですが、表 6 にございますように、一番上の欄にございます先行技術文献調査につきましては、欧州特許庁、E P O が優れているとする意見が多く見られました。

また、欧州特許庁と米国特許商標庁におきましては、論理づけに係る記載が丁寧であるとか、下位の請求項まで詳細に記載されているという等、拒絶理由通知等の記載が丁寧であるという意見をいただいているところでございます。

11 ページのその下、他国、他地域の特許庁でより適切な引用文献が新たに提示される頻度といたしまして、こちらは J P O よりもいい文献をあげている頻度を答えてくださいという質問になります。こちらは結果は 12 ページになりますので、そちらをご覧ください。

J P O よりもいい文献があげられる頻度について 3 段階で聞いております。よく提示される、ときどき提示される、ほとんど提示されないというところで、まず図 17 にございますように、国内出願に関しましては、U S P T O で 6 割、E P O で 7 割ほどよく提示される、ときどき提示されるというお答えをいただいております。

その下の図 18 におきまして、こちらは P C T 出願に関する結果なんですけれども、こちらの結果、図 17 と比較してもおわかりのように、P C T 出願におきましては国内出願と比較しまして、U S P T O や E P O のほうがよく提示される、ときどき提示されるといった割合がふえているところでございます。こちらは今年からの新しい質問項目になりますので、

引き続きウォッチングしていきたいと考えているところでございます。

最後、13 ページに移っていただければと思います。13 ページ、14 ページは各評価項目の全体評価への影響の分析が書かれております。こちらは全体評価と各項目というのをプロットいたしまして、各項目の中で全体評価に及ぼす影響が高い項目は何だというところを図示できる分析になっております。

こちらにまいりますと、左上にございますように、判断の均質性というオレンジのプロットがあるのですが、こちらが矢印でおわかりになりますように、昨年度が白抜きの四角なんですけれども、昨年度から比べて全体評価との相関係数が上がっているところです。これはどういうことかといいますと、判断の均質性、ばらつきに関しまして、ユーザーが全体評価に影響するような重く見ているという、そういう結果になっているところでございます。

その下、非特許文献調査、あとは外国特許文献調査、または明細書・特許請求の範囲等の補正、また発明の単一性、こちらの矢印につきましては、ほかの項目よりも昨年度よりの変化が大きくなった項目となっております。

次のページをご覧ください。

14 ページはP C T出願に関しましての各項目と全体評価との相関を表したものになっております。

図 20 にございますように、まず左側、外国特許文献の調査や非特許文献の調査というのは昨年度よりも重要度が上がっているものと考えております。

そして真ん中の紫のプロットにございますように、国際段階と国内段階との間での判断の一貫性という内外乖離に関しましては、昨年度と相関係数的には同程度かなというところですので、引き続き内外乖離の取り組みを充実させることでこちらを改善していきたいと考えているところです。

特許に関しては以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○木本意匠課長 意匠の説明をさせていただく前に、先ほどの説明に少し補足をさせていただきます。

長澤委員から御指摘がありました審査の期間の問題でございますが、個別の出願としてはバッチによってまとめて審査を行う関係上、少し差がでることもございますが、意匠審査全体といたしましては、昨年度F Aを 6.1 月で実施してたところ、今年度は現在約 5.8 月と

なっており、全体としては昨年度より早いペースで行っております。年度末までも、おおよそこのペースでいくとは認識しております。引き続き、遅れる遅れことがないように、現状の早いペースを維持したいと存じます。

それでは、意匠審査の質に対するユーザー評価の集計結果を説明いたします。意匠は 19 ページとなりますが、おめくりいただき 20 ページを説明させていただきます。

調査対象は、平成 27 年から 28 年において、日本意匠分類のグループごとに算出した登録件数上位にあたる国内出願人と外国出願人としています。国内対外国の割合は約 6 対 1 となっています。

調査票は 2 種類で構成されており、A 票は意匠審査全般の質についての調査、B 票は回答者が選択した出願についての調査となっています。調査票を 352 者に送付し、A 票については回収率 88.6%、B 票については回収率 69.6%となっており、いずれも昨年より回収率は上がっております。

おめくりいただき 22 ページとなります。

それでは、意匠審査の全般 A 票についての集計結果です。3. (1) にありますように、全体の評価については満足または比較的満足とする上位評価の回答した割合は 58%でした。

意匠の審査の質に対するユーザーアンケート調査は 2015 年から開始しており、3 年間の推移となっております。

次に個別項目についての評価です。23 ページの図 2 にありますように、7 つの個別項目について調査をいたしました。拒絶理由通知等の記載、拒絶査定に記載、判断の均質性、先行意匠調査、専門知識レベル、コミュニケーション、国際意匠登録出願の 7 項目について調査をしております。

この図は今年度の結果ではございますが、コミュニケーションについては高い評価をいただいております。

おめくりいただきまして 24 ページとなります。ここからは 7 つの項目について 3 年間の評価の変化を説明させていただきます。

7 項目の全体を見渡しますと、図 3、拒絶理由通知等の記載、図 4、拒絶査定に記載、図 5、判断の均質性、図 6、先行意匠調査、おめくりいただきますが、26 ページとなります図 9、国際意匠登録出願の 5 項目について満足または比較的満足の上位評価の割合が上昇するものとなっています。

また、図 3、拒絶理由通知等の記載、図 4、拒絶査定に記載、図 6、先行意匠調査、図 9、

国際意匠登録出願については比較的不満または不満とする下位評価の割合も減少するものとなっています。

他方、図 7、専門知識レベル、図 8、コミュニケーションについては上位評価割合が一昨年と同程度レベルとなっております。これらについての対応に関しましては、先ほど説明をさせていただいたとおりとなっております。

おめくりいただき 26 ページとなります。

6. 他国庁との比較についてです。日本国特許庁のほうが他国の特許庁より優れていると感じる点として拒絶理由通知の記載のわかりやすさ、判断の均質性、電話、面接などによる審査官とのコミュニケーションがあげられており、他国の特許庁のほうが優れていると回答した者を凌駕する数値となっています。

おめくりいただきまして 28 ページとなります。

図 10 は質全体の評価と 7 つの各個別評価との間の相関係数を分析したものです。拒絶理由通知等の記載、拒絶査定に記載、判断の均質性、先行意匠調査の 4 項目は相関性が大きく上昇し、かつ評価の平均値もよい方向、増加傾向にあります。他方、専門知識レベルについては、全体との相関性も比較的高く、また、平均値の増加が相対的に低いことから、この項目について着目し、優先的な改善が求められると考えております。

最後に 29 ページとなりますが、こちらは B 票の集計結果を説明いたします。

調査対象のユーザーに特定の案件を自分で選択をしていただき、その選択された案件についての評価をご回答いただきました。

図 11 にありますように、今年度は上位評価割合が 62.8%と昨年度と比較して 2.9 ポイント上昇しており、また、下位評価割合も 3.3 ポイント減少しております。新規性や創作性に関する判断や、サーチ範囲、サーチ結果の的確性を評価していただくご指摘が多く、個別の案件に対するユーザーの満足度が上昇していると考えられております。

意匠からは以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○佐藤商標課長 それでは商標についてです。商標につきましては 30 ページからになります。

まずユーザー評価調査の実施概要ですが、昨年と同様に商標出願件数上位 400 者、内訳としましては内国出願人が 360 者、外国出願人が 40 者、この 400 者に加えまして、今年度は中小企業、あるいは個人の出願件数上位者から抽出いたしました 20 者も合せて合計 420

者にアンケートを送付いたしました。回収率につきましては 89.3%ということで高い回収率を獲得することができました。

次に結果の概要ですけれども、図 1、32 ページをご覧ください。全体といたしましては満足、それから比較的満足といった上位の評価割合が 2.2%減となっております。一方、不満、比較的不満の下位評価の割合が 1.1%増加しております。若干満足の割合が減って、不満がちょっと増えているというような傾向が見受けられました。ただ、数値的に見ますと、1～2%程度の相違ですので、それほど大きな傾向の変化があるということではないと思っております。あとで御紹介いたしますけれども、その他個別の評価を見ていきますと、全体としては満足、あるいは比較的満足というのがかなり多数を占めている一方、不満、あるいは比較的不満という割合も若干ふえているということで、これをどういうふうに評価するか難しいところがありますが、恐らく去年と比較いたしますと、満足というのと不満というのが二極化しているのではないかと考えております。

次に個別の項目について分析いたしますと、まずいいところですが、35 ページの図 10、それから 36 ページの図 11、項目でいいますと、【拒絶理由】の理解しやすい文言、それから、【補正指示】に必要な説明ということで、この項目について昨年と同様に高い評価をいただいています。

一方、不満が多いところにつきましては、戻って恐縮なんですけれども 34 ページになります。図 4、商標の識別性の判断、それから図 5、類似性の判断、ページはとびますけれども 35 ページで図 9、審査官の判断の均質性、こういった 3 つのところが不満ということであげられます。これらについてはまだ他の項目と比較しますと不満という割合は多いのですけれども、昨年度と比較しますと満足の上位評価も増えていますので、経年で見ますと改善傾向にあると理解されます。

また、アンケートの回答の際に自由記載欄というのを設けています。これによって積極的な記載が可能になっております。識別性の判断、類似性の判断、こういった 2 つの項目に対するコメントが多数寄せられています。特に識別性の判断に関しましては、昨年度が 26 件だったわけですが、今年度は 40 件ほどコメントが寄せられておりまして、倍近いコメントがございます。ユーザーからの特許庁への要望が強くなっているということではないかと考えております。

具体的に意見の内容を分析いたしますと、商標の識別の判断については、審査において識別性に関して厳しく判断して審査を行ってほしいという意見が多数寄せられておりますし、

類似性の判断につきましても、近年、類似の判断の幅が狭くなって登録になるケースが多くなっているというようなコメントがございました。

また、今年度、商標部門におきまして、目標に定めておりますユーザーとのコミュニケーションの強化ということで、36 ページになりますけれども図 13、審査官とのコミュニケーションということで、この評価につきましましては、5 段階評価の 4 段階以上の評価を昨年度既に増加していますので、ユーザーの皆様からはこの分野においては一定の評価をいただいたと理解しています。今後もユーザーの皆様からいただいた要望、不満、そういったものを踏まえて効果的な品質管理の取り組みを実施してまいりたいと思います。

商標は以上になります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明につきまして何か御質問はありますか。

○古城委員 この資料というのは委員会の資料として公開になるのですか。

○高岡調整課品質管理室長 こちらは今回の委員会では公開にはなりませんけれども、今最終報告書をまとめているところでして、最終報告書自体は 2 月には外部公表する予定となっております。

○古城委員 そうなんですか。それで評価結果の概要というのが資料としてありますけれども、その際に誰を相手に調査票を出したのかということとか、それから、実際に行ったアンケート、その質問項目の内容とかというのも、それも公表されるのですか。

○高岡調整課品質管理室長 誰を相手にアンケートを行ったかというのは、特許の 2 ページ目にございますように、例えば業種の内訳としてこういう方を対象としていますというのがございますし、あとは 15 ページをご覧いただきたいのですが、対象者や案件の選定方法といたしまして、こういう方を対象にしていますという形では書かせていただきまして、それは最終報告書にも掲載いたします。

○古城委員 今の例えば 2 ページの記載なんですけれども、業種で、内国出願人で業種分けされていて、代理人、在外出願人、無記名という形で、これは回収結果、回答者の内訳ないので、誰を対象にしたのかというのがいまいよくわからないなと思ってこの資料を拝見していたのですけれども。

○高岡調整課品質管理室長 ありがとうございます。ちょっと無記名というところが多いたるところもございますので。

○古城委員 誰というのは、個別企業とかそういうあれではなくて、どういうクラスの人を

相手にしたか。要するに先ほど例えば商標の場合ですと、アンケートを出したのは出願上位の何者と、それから何とかという御説明があつて、中小企業のうちの上位何者という、それはどこかに書いてあるのですしたか。

○高岡調整課品質管理室長 15 ページのほう、説明を私が差し上げなかったので申しわけないのですけれども。

○古城委員 ユーザーアンケートについての報告をされる場合に留意していただきたいのは、まず誰を対象にしたかということと、回収率はどうだったか、どういう質問項目だったのか、それを具体的に示さないと、この回収結果だけを見せられても、特にアンケートなんというのは質問の設定の仕方では回答は大きく変わってくると思いますので、そこら辺のところは報告書の内容で配慮していただきたいなと思います。

○高岡調整課品質管理室長 ありがとうございます。

アンケート項目につきましては、実際のアンケート票というのを報告書の一番最後についておりますので。

○古城委員 ついてはいるんですね。ありがとうございます。わかりました。

○高岡調整課品質管理室長 ありがとうございます。

○相澤委員長 よろしいですか。

報告書案については次回の委員会で検討するということですか。

○高岡調整課品質管理室長 次回の委員会では、こちらの審査品質管理小委員会の報告書の検討になります。

○相澤委員長 よろしいですか。

○浅見委員 特許のアンケート結果について質問させていただきたいのですが、資料 10 の 12 ページで、今回初めて行ったということで、他庁のサーチ結果との比較をアンケートで聞かれています。上のデータが国内案件で、下が P C T 案件ということですが、P C T 案件は、日本で国際調査報告を作成したものについて、他庁で引用文献が追加された数値という理解でよろしいですか。

○高岡調整課品質管理室長 多分おおむねそうだと思います。P C T 出願全般での引用文献の質についての調査になりますので、出願人というか、回答者の思っている印象というものを答えていただいていることですから、浅見先生の御理解でいいのではないかと思います。

○浅見委員 アンケート結果の説明を見ますと、日本特許庁が国際調査機関になっている

出願を対象としていますね。ということは、日本がまず国際調査をして、その後に欧州特許庁や米国特許商標庁がサーチをするわけですから、追加して提示される文献は多くなるのは当然ですね。日本が先にサーチを行っているという理解でいいでしょうか。

○高岡調整課品質管理室長 はい。

○浅見委員 わかりました。

その上で、欧州特許庁のサーチの質がいいということが裏付けられているかと思いますが、この結果から導き出される今後の品質管理は何かと考えたときに、欧州特許庁のサーチ結果があれば、それを優先して見ましようということは審査官に対して言えると思うのですが、日本の審査が早くなっているため、欧州特許庁のサーチ結果が出る前に日本がサーチをしなければいけない場面が今後増えてくると思います。そのときに日本の審査官に対してどのようにして品質を向上させるのか、例えば欧州特許庁がやっているようなサーチ手法を取り入れるとか、何か施策を考えていらっしゃるのでしたら教えていただきたいと思っています。

○高岡調整課品質管理室長 こちらの内容は今、分析中でございますので、そこから抽出された課題につきましては、来年度の取り組みに活かしていきたいと考えているところであります。来年度、何をやるかというのは今、検討中でございますので、これは来年度の取り組みの紹介については第2回の本委員会での議題になっておりますので、その中で御説明を差し上げれば幸いかと思っております。

○浅見委員 わかりました。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

今のアンケート調査につきまして、もし御不明な点がございましたらば、品質管理室長のほうまで御連絡をいただきまして、次回の委員会、あるいはその前に皆様に御回答を差し上げるということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今後のスケジュールにつきまして事務局からお願いいたします。

○高岡調整課品質管理室長 次回の委員会では、小委の報告書案の確認と、平成30年度の特許庁における審査品質管理の活動計画の紹介をさせていただく予定です。開催は3月23日を予定しております。

なお、本日の配付資料につきましては、机の上に残していただければ、後日郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 以上をもちまして産業構造審議会 知的財産分科会 平成29年度第1回審

査品質管理小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉　　　　会